

# 第2期 富良野市地域福祉計画 (案)

ともに支えあい  
生きいきと暮らせる  
地域づくり



平成28年1月

富良野市



## もくじ

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	9
4. 計画策定の推進にあたって	9
5. 計画策定に係る国の方向性	10
第2章 地域福祉を取り巻く現状	
1. 人口構造の推移	12
2. 障がい者福祉の状況	16
3. 子どもの現況	18
4. 生活困窮等の現況	20
5. 地域福祉を支える活動の動向	22
6. 福祉サービスの利用制度	24
第3章 富良野市地域福祉計画（第1期）実施による成果と今後の課題	
1. 富良野市地域福祉計画（第1期）実施による成果	25
(1) 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり	25
(2) みんなで参加する支援のネットワーク	26
(3) みんなで支える福祉事業の基盤づくり	26
(4) みんなで育てる福祉の環境づくり	27
2. 今後の課題	28
(1) 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり	28
(2) みんなで参加する支援のネットワーク	28
(3) みんなで支える福祉事業の基盤づくり	29
(4) みんなで育てる福祉の環境づくり	29
第4章 計画の基本理念と基本目標	
1. 基本理念	30
2. 基本目標	31
3. 計画の体系	32

## 第5章 施策の展開について

【基本目標1・基本施策1】総合的な相談体制の充実	33
【基本目標1・基本施策2】サービスを安心して利用できる仕組みづくり	35
【基本目標2・基本施策1】地域における福祉活動の活性化	36
【基本目標2・基本施策2】ボランティアによる地域福祉活動の促進	38
【基本目標3・基本施策1】福祉事業者の育成	39
【基本目標3・基本施策2】福祉を担う人材の育成	40
【基本目標4・基本施策1】快適に暮らせる地域の環境づくり	41
【基本目標4・基本施策2】体験・学習による支えあいの意識づくり	42

## 第6章 計画の推進について

1. 市民、事業者、行政の協働による計画の推進	43
(1) 市民の役割	43
(2) 事業者の役割	43
(3) 行政の役割	43
2. 社会福祉協議会との連携による事業の推進	44
3. 計画の検証	44

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の背景

本市では、平成18年3月に「富良野市地域福祉計画(第1期計画)」を策定し、市民・事業者・行政が協力して、すべての市民が心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会を創るための取り組みを推進してきました。

平成27年度末で計画期間が終了することから、地域福祉をさらに推進していくために、第1期計画の基本理念を引き継ぎながら、これまでの取り組みの成果と今後の課題を踏まえて計画を見直し、第2期計画を策定します。

#### (2) 計画の目的

この計画は、社会状況の変化や社会福祉制度の改正を踏まえ、すべての市民が生活の拠点である住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と、市民・事業者・行政の協働のもとに、「ともに支えあい生きいきと暮らせる地域づくり」を実現することを目的としています。

#### 社会福祉法抜粋

##### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力して、福祉サービスを要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 2. 計画の位置づけ

#### (1) 地域福祉計画の位置づけ

富良野市総合計画(平成23年度～平成32年度)を上位計画とした地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、本市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

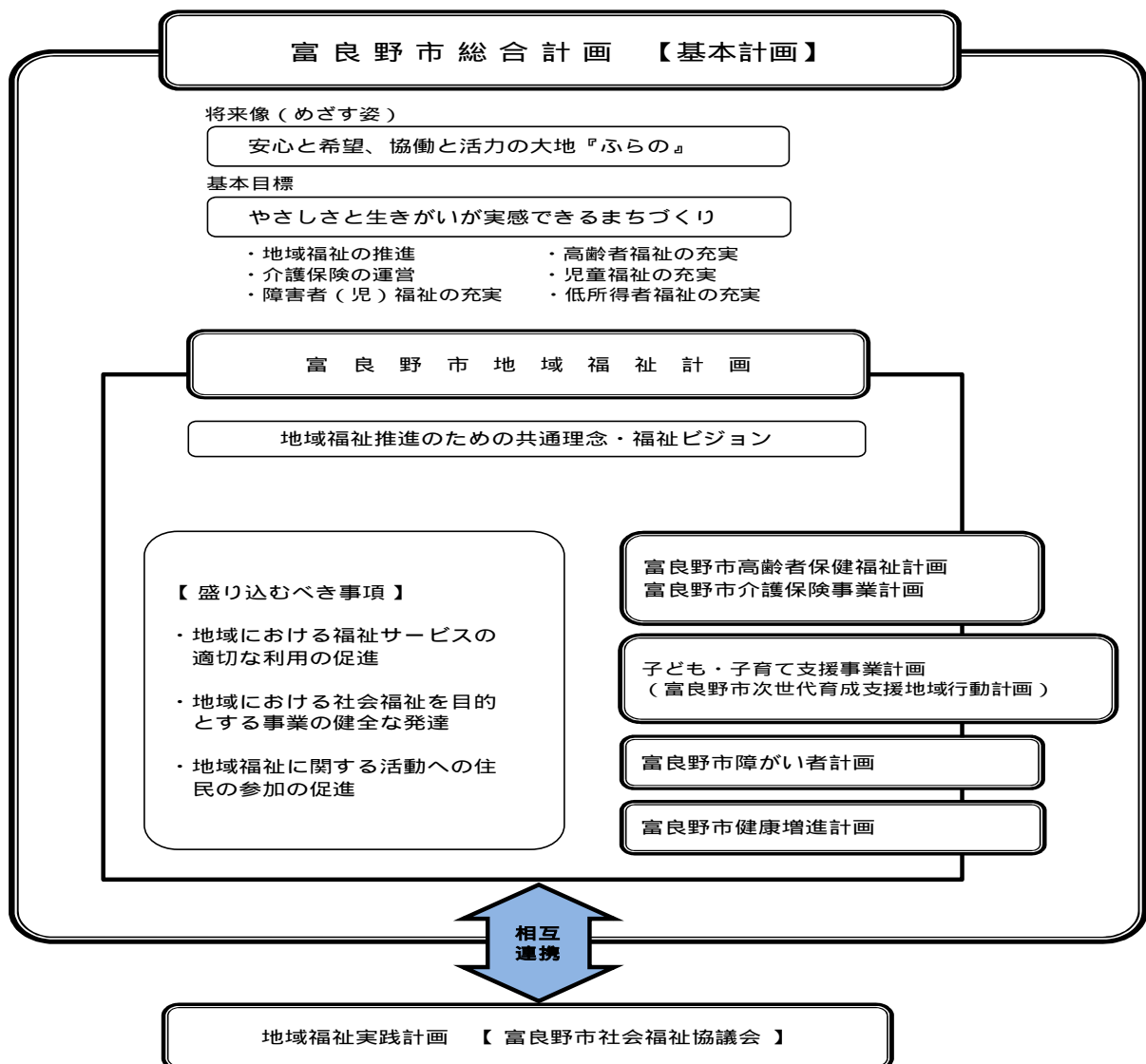
社会福祉法抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずると共に、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項。
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。

地域福祉計画と他計画との関連



### (2) 富良野市総合計画と関連する個別計画

富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、富良野市障がい者計画、富良野市次世代育成支援地域行動計画、富良野市健康増進計画など、個別の保健福祉部門計画は、高齢者、障がい者、児童といった対象ごとの福祉施策をそれぞれの計画の領域にしています。これに対し、地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を地域において総合的に推進する上での理念と地域の福祉力を高めるための個別施策を内容とします。

計画の策定、推進にあたっては、これらの個別計画と整合性を図りながら取り組みます。また、富良野市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉実践計画」と相互に連携していきます。

#### 第 5 次富良野市総合計画

##### 【基本構想】

基本構想は、まちづくりの方向性と基本的な考え方を明らかにするため、平成 23 年度から平成 32 年度を目途としたおおむね 10 年間のめざすべき将来像を提示するものです。

めざすべき将来像を、“安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』”とし、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし、子どもたちの笑顔があふれ、市民の行動が輝くまちを一体となってめざしていこうとするものです。

##### 【基本計画】

基本計画では、基本目標 2 を「やさしさと生きがいを実感できるまちづくり」として、誰もが住みなれた地域の中で支えあい、助け合いながら暮らしていけるよう地域福祉の推進を掲げています。

また、個別目標の「ともに支えあい生きいきと暮らせる地域づくり」の中で、誰もが安心して暮らせるように、地域における住民個々の動きや要支援者の把握に努めながら、関係機関と連携した福祉活動の推進を図ることとしています。

#### 福祉に関する個別計画

##### 第 6 期富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

##### 【計画の理念と計画期間】

富良野市に住む高齢者一人ひとりが生きがいを持って生き生きとした生活を営み、また、要介護状態となっても人としての尊厳を保ち、家庭や地域の中で安心して自立した生活が送れるよう支援するとともに、すべての人々が助け合い、支え合う地

域社会の実現を基本理念としています。

計画期間は3年間で、第6期計画は平成27年度から平成29年度までとなっています。平成29年度には、第7期計画を策定する予定です。

### 【計画の概要】

高齢者の生活実態や介護保険に対する意識調査等により地域課題を抽出し、医療・福祉関係者や学識経験者、公募による市民からなる富良野市保健福祉推進市民会議において、課題解決に向けた今後の方向性について協議を重ね、団塊の世代が高齢者となる「2025年(平成37年)」を念頭に、中長期的な視点で、継続的かつ着実に取り組むとともに、地域包括ケアシステム構築を具体的に進めるため、次の5つの重点事項を推進します。

#### 介護サービスの確保に向けた取り組み

介護保険施設及び居住系サービスは、基礎調査から把握した認知症高齢者とその家族への支援や高齢者の住まいに対する整備を優先し、認知症高齢者グループホームの整備に合わせた認知症カフェの併設のほか、医療ニーズの高い要介護認定者の受け皿として、介護老人保健施設の整備を計画します。

#### 高齢者の住まいの安定的な確保

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、見守りや生活相談といった必要な福祉サービスを受けながら、高齢者が安心感をもって生活できる住まいの環境を整える必要があります。これまでの住宅改修費助成と高齢者優先入居公営住宅の供給を継続するほか、高齢者向け住宅等の整備を促進します。

#### 在宅医療・介護連携の推進

地域において慢性の病気を抱える高齢者や要介護状態の高齢者が急増する中、医療ニーズと介護ニーズを併せもつ高齢者を支えていくためには、自宅等の住み慣れた場所での訪問診療等の医療(在宅医療)の提供が、地域包括ケアシステムの構築に重要な構成要素となります。これまでの医療と介護の連携の取り組みを基に、医療等に携わる多職種連携が更に推進されるよう、在宅療養支援診療所を支える在宅医療・介護サービス提供体制を構築し、地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します。

#### 認知症施策の推進

認知症高齢者が地域で暮らし続けるためには、介護・保健・福祉・医療の幅広い分野の専門的な支援のほか、周囲の理解や身近な見守りなどの地域のネットワークが必要です。地域包括支援センターを中心とする関係機関との連携を強化し、



認知症地域支援推進員の配置による認知症総合支援事業の実施、認知症の予防・普及啓発、早期発見、適切な医療、相談受付など、認知症高齢者とその家族を支えるための体制の充実に取り組みます。

### 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

平成 23 年度の介護保険法等の一部改正により、地域支援事業の中に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が創設され、平成 29 年度には全ての市町村で予防給付の訪問・通所サービスが地域支援事業へ移行されます。総合事業は、これまでの制度上の支援される側（要支援者）と支援する側（サービス提供者）の画一的な関係から、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、サービス提供者と高齢者が参画し、社会参加のできる機会を増やしていくことで介護予防につなげていく仕組みとなっています。総合事業の実施にあたっては、どのような地域の社会資源等が活用できるかを検討する必要があります。ボランティア組織や NPO、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者の活躍できる機会と居場所を作る事業の取り組みを推進します。

### 富良野市障がい者計画

#### 【計画の基本理念と期間】

障がいのある人もない人もすべての人がともに生きるひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会づくりが必要です。

このことは、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう人々が自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重しあいながら、身近な地域で支えあい・助けあいながら、共生できる社会を実現していくことです。

こうした視点に立ち、今後も障がいや障がいのある人に対する理解と人権の尊重を基調におきながら、障がいのある人それぞれに応じた自立と社会参加の実現をめざす「ともに生き・ともに暮らせるまち ぶらの」を基本理念としています。

計画期間は 5 年間で、平成 25 年度から平成 29 年度までとなっています。

#### 【計画の基本施策】

計画の基本理念を基に、その実現を図るための具体的な障がい者施策の中核となる基本施策を 5 つの分野ごとに設定し、具体的な施策の展開を図ります。

### 生活支援の推進

障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、さまざまな福祉サービス及び医療サービスを提供していきます。

### 生活環境の整備

誰もが地域で快適に暮らすことのできるように、道路や公共施設などのバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境を整えていきます。

### 教育・発達支援の充実

乳幼児から学校卒業後まで一貫した計画的な支援を受けられる体制を整備していきます。

### 雇用・就労の拡大

就労を希望する障がい者が適切な職業能力を身につけることができるように、就労のための訓練を充実させるとともに、職業能力を持つ障がい者が一般就労に移行していけるよう支援を推進していきます。

### 広報・啓発活動の推進

障がいのある人とない人が互いに理解しあい、ともに支えあって生きる共生社会を実現するために、広報・啓発活動を通じて障がいに対する誤解や理解不足を解消し、障がい者が円滑に情報を受信・発信できるように、情報のバリアフリーを推進していきます。

## 富良野市子ども・子育て支援事業計画

(富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画)

### 【計画策定の趣旨】

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、子育てを社会全体で支えていくことが求められており、「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」に基づく新たな子ども・子育て支援制度のもとで、教育・保育、子育て支援を充実し、計画的に給付と事業を実施するために「富良野市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、次世代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える新しい地域社会をつくるため、平成22年3月に「富良野市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)」を策定し、子育て支援施策を推進してきました。

「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長となったことから、「富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画」として継続することとし、両計画を「富良野市子ども・子育て支援事業計画」に一本化して策定しています。

### 【計画の基本理念】

子どもたちの一人ひとりが豊かな人間性を育み、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会の財産です。

次代を担う子どもたちの成長、幸せをめざし、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭、地域、企業、行政など、地域社会全体で支援していく体制づくりが重要です。

本計画の基本理念は、「富良野市次世代育成支援地域行動計画」を継続することから「子どもの幸せ 子育ての喜び - 協働・感動の子育て支援を目指して - 」とします。

### 【基本的視点】

基本理念の実現に向けて、以下の5つを基本的視点とします。

#### 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが、個性を発揮し、自立心や社会性を養い、思いやりのある心を育み、心身ともに健やかに育つ環境づくりのために、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立って取り組みます。

#### 次代の親づくりという視点

子どもは次世代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立って、子どもの健やかな育成に取り組みます。

#### 仕事と生活の調和実現の視点（ワーク・ライフ・バランス）

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育て希望を実現するための取り組みの一つとして、また、少子化対策の観点からも重要です。地域の企業や自治などの関係者が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

#### 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「妊娠・出産・育児支援」の切れ目のない支援に取り組みます。

すべての子ども・子育て家庭を社会全体による支援の視点

子育ては家庭が基本的な役割を果たすという基本的認識のもとに、社会全体が協力して取り組むべき課題です。子どもは次代を担う大切な存在であり、“子育て・子育て”が“孤育て・孤育ち”とならないように、家庭、地域、企業、行政などのさまざまな担い手の協働により、すべての子どもと子育て家庭に対する支援に取り組めます。

### 第2次富良野市健康増進計画

#### 【計画の目的と期間】

本市では、健康増進法に基づき、市民の健康状態をもとに健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点を置いた計画としてこの計画を策定しています。

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間で、妊娠期から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取組みを推進するため、全市民を対象としています。

#### 【計画の基本的な方向性】

生活習慣病の一時予防に重点を置くとともに、重症化予防を重視した取組みを推進するために、国が示した次の5つの基本的な方向の達成に向けて、本市も市民の健康に関する各種指標を活用し、取組みを推進していきます。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

## 計画の策定にあたって

### 3. 計画期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。なお、社会状況などの変化により、必要に応じて見直します。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度～
地域福祉計画	第2期計画 (H28～32)					第3期計画	
高齢者保健福祉計画	第6期計画 (H27～29)		第7期計画 (H30～32)			第8期計画 (H33～35)	
介護保険事業計画	第6期計画 (H27～29)		第7期計画 (H30～32)			第8期計画 (H33～35)	
子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援地域行動計画)	第1期計画 (H27～31) (次世代育成支援第3期地域行動計画)				第2期計画 (H32～36) (次世代育成支援第4期地域行動計画)		
障がい者計画	第2期計画 (H25～29)		第3期計画 (H30～34)				
健康増進計画	第2次計画 (H25～34)						

### 4. 計画策定の推進にあたって

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズ把握及び第 1 期計画を実施した成果の検証と課題の分析を行い、それらを本計画に反映していくことが必要なことから、学識経験者、福祉関係団体の代表者、公募委員など 13 名による「富良野市地域福祉計画策定市民委員会」を設置し、延べ 4 回の委員会を開催しました。

また、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求めました。

### 5 . 計画策定に係る国の方向性

#### (1) 地域福祉の更なる推進

東日本大震災や昨今の社会的孤立の問題などから、地域のきずなの必要性が再認識され、これまで以上に地域福祉の推進が求められています。

国は、孤立死は、互いに支え合う地域力の低下や生活に困窮された方の情報が行政に把握されにくいことなど、様々な要因によって生じると指摘しており、次のことを盛り込みました。

地方自治体の福祉担当部局への生活困窮者に関する情報の一元化

福祉担当部局と高齢者団体、障がい者団体、民生委員児童委員などとの相互の連携強化

電気・ガス・水道事業者と福祉担当部局との連携に際し、生命、身体、財産の保護が必要なケースについては、個人情報の提供の制限を適用しないなどの緩和措置

地域づくりの推進等（孤立死対策に有効な地域ネットワークの構築やコミュニティの活用促進等の先進的な取組みについての優先的な国庫補助の実施など）

国はこれらのことについて、都道府県などに通知し、積極的な推進を求めています。

#### (2) 生活困窮者の自立支援対策の推進

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）が平成 25 年 12 月に成立し、平成 27 年 4 月から施行されました。この法律は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで制度の狭間に置かれてきた生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援を強化するもので、平成 27 年度からは生活困窮者の自立支援のための事業を実施しています。この事業は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方が、困窮した状態から早く抜け出すことができるように、支援していくためのものです。

生活困窮者の中には、こうした経済的な困窮状態に加えて、学校、職場、近隣といった人間関係の中で様々な課題を抱えて、社会的に孤立する人たちも増加しています。生活困窮者の経済的社会的な自立を実現するための支援は、生活困窮者それぞれの事情や想いに寄り添いながら、問題の解決を図る個別的な支援が必要です。

このような支援体制を構築することは容易ではないかもしれませんが、国は生活困窮者の支援を通じて、「支える、支えられる」というような一方的な関係ではない「相互に支え合う」地域を構築するために必要な仕組みであると考えています。

この事業は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、国は本計画の中に位置付け、取り組むよう求めています。

## 生活困窮者自立支援制度の概要

### 【必須事業】

#### 自立相談支援事業

生活困窮者に対する相談窓口を設置して、生活困窮者の抱えている課題をアセスメント（評価・分析）し、そのニーズ（欲求・要望）を把握します。そして、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、プラン（自立支援計画）を作成します。さらに、作成されたプランに基づいた各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施するものです。

#### 住居確保給付金事業

離職により住宅を失った方、又はそのおそれのある生活困窮者で、所得などが一定水準以下の方に対して、就職活動を支えるため、期限を設けて家賃相当額の住居確保給付金を支給する事業です。

### 【任意事業】

#### 就労準備支援事業

直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識や能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施する事業です。

#### 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の方に対して、一定期間内に限り、宿泊場所や衣食の供与などを行う事業です。

#### 家計相談支援事業

失業や債務問題など家計に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成などの家計に関するきめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付けのあっせんなどを行う事業です。

この他に、生活困窮家庭の子どもに対して学習援助を行う事業など、生活困窮者の自立の支援を図るために必要な事業があります。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1. 人口構造の推移

#### (1) 人口の推移

本市の総人口は、昭和40年の36,627人をピークに年々減少し、平成27年3月31日現在（住民基本台帳）は22,956人となっています。平成16年度以降の比較では2,523人が減少しています。地区別では山部地区で614人、東山地区で406人、富良野市街地区で1,503人減少しています。

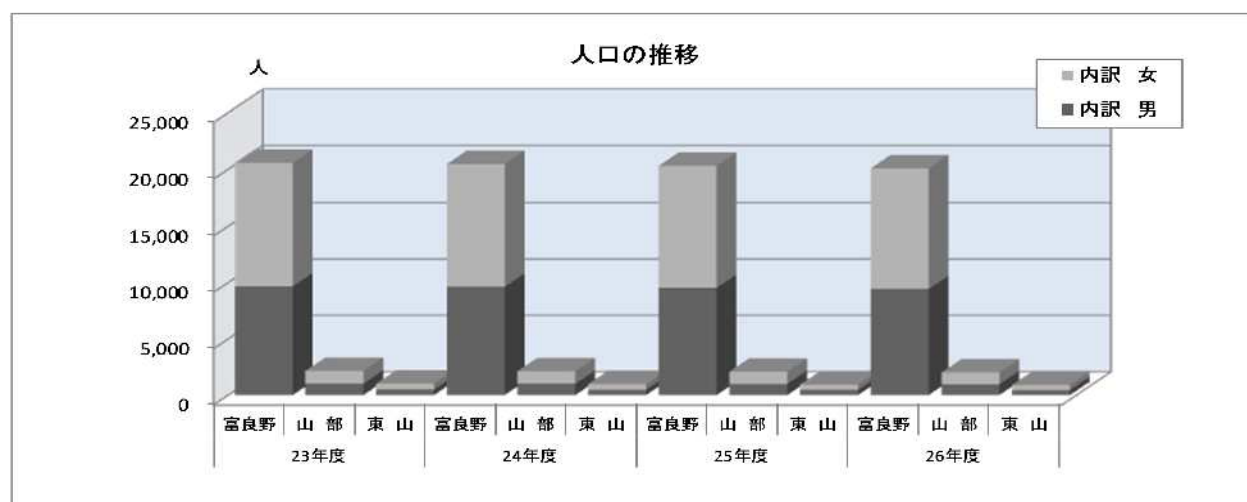
また、幼年人口（0～14歳）が高齢人口（65歳以上）を下回り、高齢人口のおよそ2分の1となり、少子高齢化が急速に進行しています。

#### 人口及び世帯の推移

（単位：世帯、人）

区分	平成23年度				平成24年度				
	世帯数	総数	男	女	世帯数	総数	男	女	
総数	10,873	23,681	11,148	12,533	10,938	23,515	11,078	12,437	
内訳	富良野	9,555	20,527	9,648	10,879	9,608	20,432	9,609	10,823
	山部	962	2,144	1,013	1,131	976	2,115	1,001	1,114
	東山	356	1,010	487	523	354	968	468	500
区分	平成25年度				平成26年度				
	世帯数	総数	男	女	世帯数	総数	男	女	
総数	10,940	23,283	10,957	12,326	10,918	22,956	10,803	12,153	
内訳	富良野	9,623	20,281	9,515	10,766	9,642	20,060	9,409	10,651
	山部	967	2,074	989	1,085	938	1,997	956	1,041
	東山	350	928	453	475	338	899	438	461

住民基本台帳調・各年度末現在



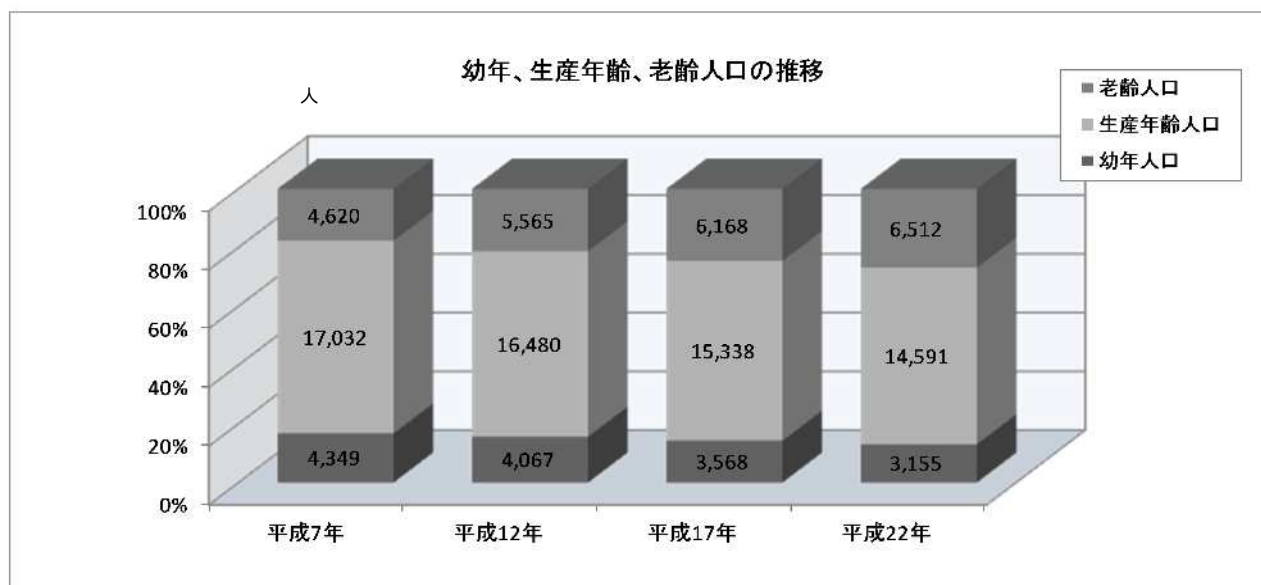


## 幼年人口、生産年齢人口及び高齢人口の推移

(単位：人)

区 分	年 齢	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
幼 年 人 口	0～14歳	4,349	4,067	3,568	3,155
生 産 年 齢 人 口	15～64歳	17,032	16,480	15,338	14,591
老 齢 人 口	65歳以上	4,620	5,565	6,168	6,512
総 数		26,001	26,112	25,074	24,258

資料 国勢調査



## (2) 世帯構成の推移

本市の世帯数は、平成 26 年度末現在（住民基本台帳）で 10,918 世帯です。平成 16 年度末は 10,623 世帯、この 10 年間で 295 世帯増加しています。人口は減少し、世帯数が増加していることから、核家族化が進んでいます。また、山部地区及び東山地区では世帯数が減少する中、富良野地区では世帯数が増加しており、市街地域への人口移動による他地区の地域活動の停滞が懸念されます。

## (3) 高齢者の現況

本市の高齢者の現況は、平成 26 年度末現在（住民基本台帳）で 65 歳以上の人口は 6,861 人となり、この 10 年間に 880 人増加しています。また、平成 22 年度末と比較したここ 4 年間でも 468 人増加しています。同様に平成 22 年度末の 75 歳以上は 3,385 人、平成 26 年度末の 75 歳以上は 3,633 人と 248 人増加しており、より高

## 地域福祉を取り巻く現状

齢化が進行しています。更に今後、団塊の世代と言われる層が平成 37 年度には 75 歳以上となり、高齢化の進行が顕著となります。

平成 26 年度末現在(住民基本台帳)の 65 歳以上の親族のいる世帯は 4,810 世帯で、全世帯に占める割合が 44.1%になっています。内訳は高齢者夫婦のみの世帯が 1,444 世帯、高齢者単独世帯が 1,948 世帯、その他の世帯が 1,418 世帯。平成 16 年度末と比較し、高齢者夫婦のみの世帯は 59 世帯の増加、高齢者単独世帯は 759 世帯の増加であり、10 年前と比べて高齢者単独世帯の増加が著しい状況です。

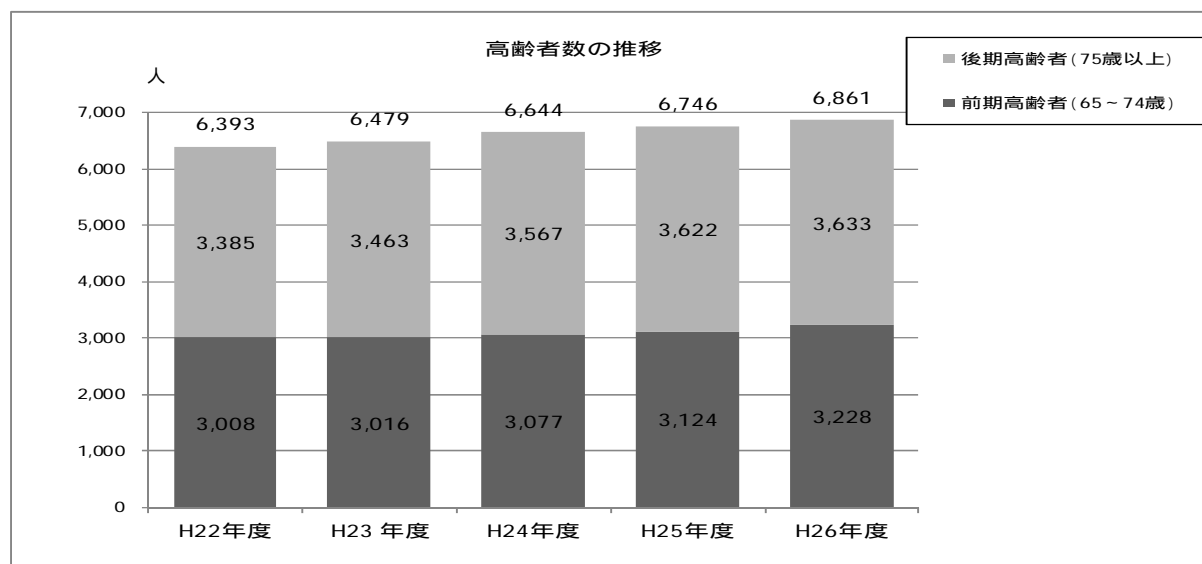
要介護(要支援)認定者数は平成 24 年度末で 1,199 人、平成 26 年度末で 1,318 人と、この 2 年間で 119 人増加しており、今後、平成 37 年度には 1,700 人でピークになると推計されています。

### 高齢者数の推移

(単位：世帯)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期高齢者(65～74歳)	3,008	3,016	3,077	3,124	3,228
後期高齢者(75歳以上)	3,385	3,463	3,567	3,622	3,633
高齢者数合計	6,393	6,479	6,644	6,746	6,861

各年度末現在(資料：住民基本台帳)



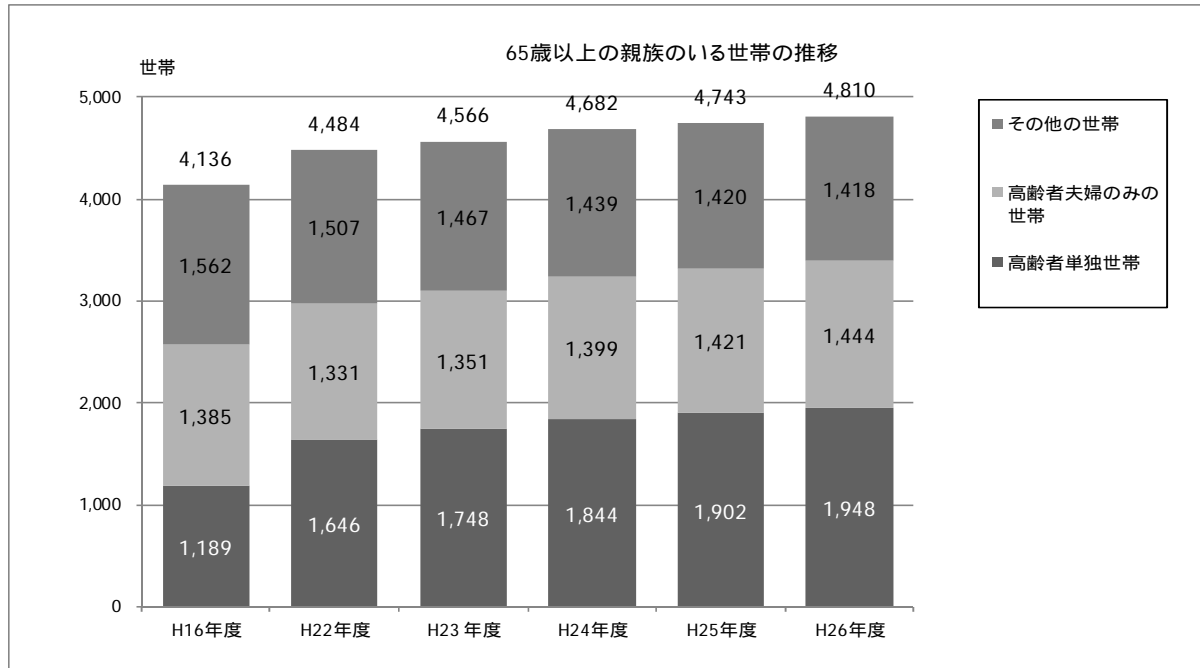
### 65 歳以上の親族のいる世帯の現況

(単位：世帯)

区 分	平成16年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者単独世帯	1,189	1,646	1,748	1,844	1,902	1,948
高齢者夫婦のみの世帯	1,385	1,331	1,351	1,399	1,421	1,444
その他の世帯	1,562	1,507	1,467	1,439	1,420	1,418
合 計	4,136	4,484	4,566	4,682	4,743	4,810

各年度末現在(資料：住民基本台帳)

# 地域福祉を取り巻く現状

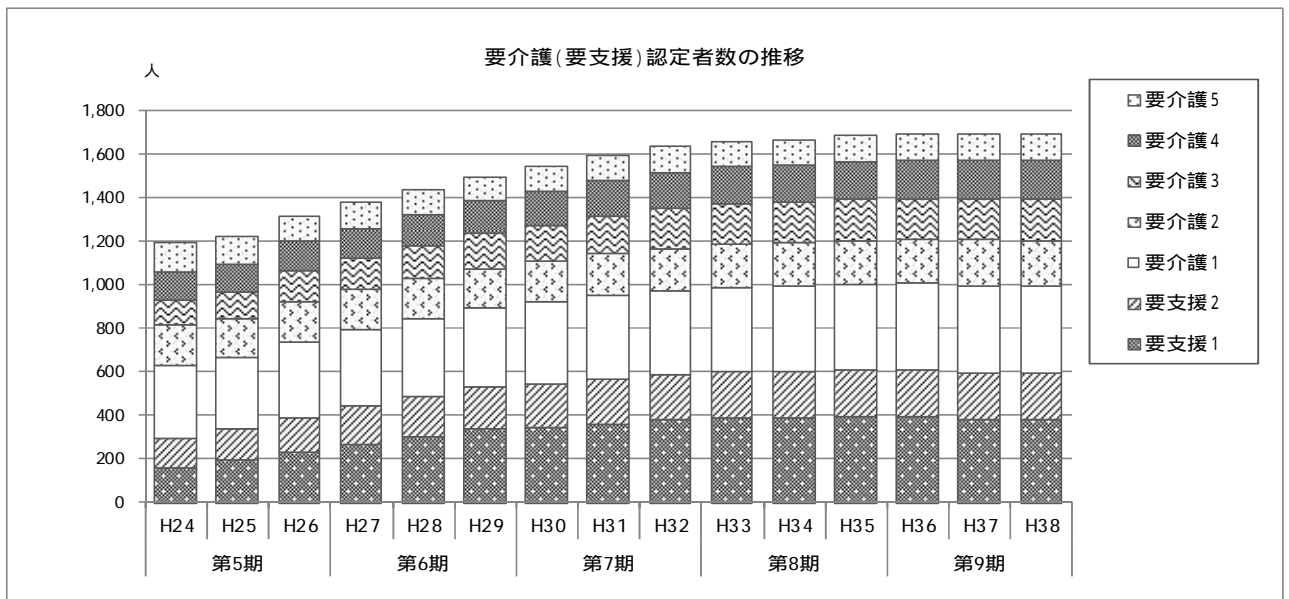


## 要介護（要支援）認定者数の推計

(単位：人)

区分	第5期			第6期			第7期			第8期			第9期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
要支援1	164	196	234	271	304	338	349	360	384	390	392	396	398	383	382
要支援2	135	145	159	175	186	194	200	207	209	212	213	215	216	215	215
要介護1	336	325	347	354	359	363	375	386	381	387	389	393	395	400	398
要介護2	185	178	185	183	183	183	189	195	197	200	201	203	204	213	212
要介護3	115	125	141	142	152	160	165	170	180	183	184	186	187	187	187
要介護4	128	131	137	139	144	151	156	161	170	173	174	176	177	178	178
要介護5	136	128	115	115	111	108	112	115	115	117	118	119	120	124	124
認知者数	1,199	1,228	1,318	1,379	1,439	1,497	1,546	1,594	1,636	1,662	1,671	1,688	1,697	1,700	1,696

各年度末現在（資料：福祉支援課）



## 2. 障がい者福祉の状況

### (1) 障がい者の現況

平成 26 年度末現在の身体障害者手帳の交付者数は 1,259 人、療育手帳交付者数は 263 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 82 人となっており、精神障害者保健福祉手帳交付者数が増加しています。

障がいの種別では肢体不自由が 58.2%、次いで内部障がい が 21.6%、聴覚・平衡障がい が 14.5% となっています。身体障害者手帳では 1・2 級の割合が 33.0%、療育手帳では A 判定の割合が 31.6%、精神障害者保健福祉手帳では 1 級の割合が 3.7% となっています。また、身体障害者手帳の交付者の内、85.1% が 60 歳以上と高齢化の傾向が見られます。

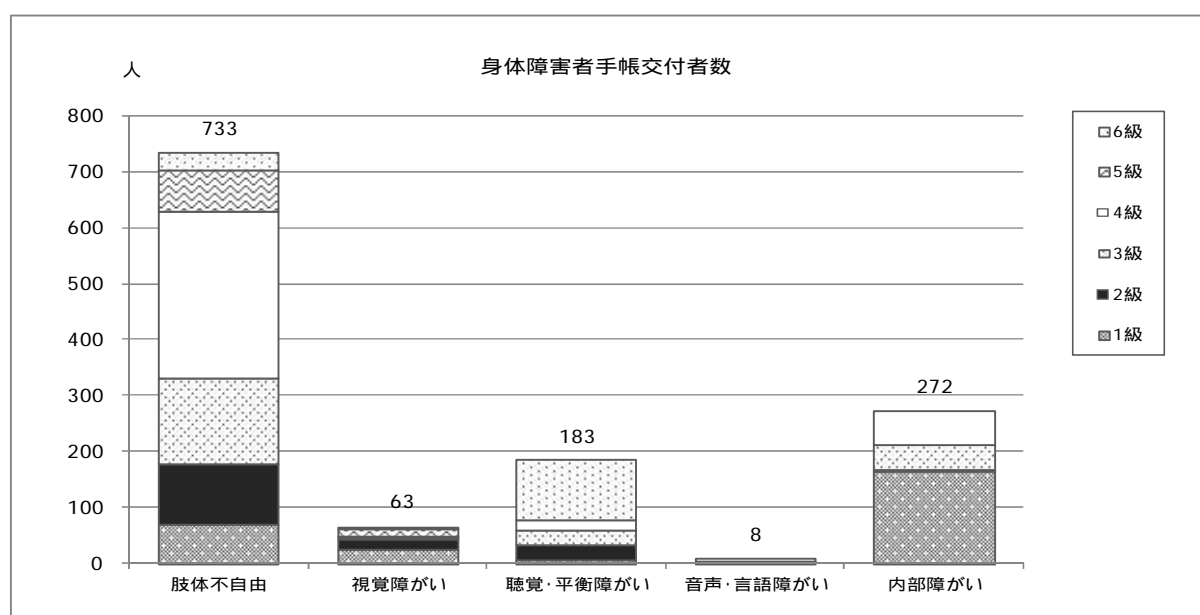
施設への入所又は通所者は身体障がい者では 25 人、知的障がい者では 139 人、精神障がい者（通所者のみ）では 54 人で合計 218 人となっています。

### 身体障害者手帳の交付状況

（単位：人）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
肢体不自由	67	109	154	297	73	33	733
視覚障がい	23	18	4	3	11	4	63
聴覚・平衡障がい	4	28	26	18		107	183
音声・言語障がい			3	5			8
内部障がい	162	5	43	62			272
合 計	256	160	230	385	84	144	1,259

資料：福祉支援課（平成26年度末現在）



## 地域福祉を取り巻く現状

### 療育手帳交付状況

(単位：人)

18歳未満				18歳以上			
区分	男	女	合計	区分	男	女	合計
療育手帳A	11	2	13	療育手帳A	47	23	70
療育手帳B	29	14	43	療育手帳B	80	57	137
合計	40	16	56	合計	127	80	207

資料：福祉支援課（平成26年度末現在）

### 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	合計
男	2	27	11	40
女	1	25	16	42
合計	3	52	27	82

資料：福祉支援課（平成26年度末現在）

### 3. 子どもの現況

本市の合計特殊出生率は「平成 20 年 - 平成 24 年」で 1.44 と、全国・全道の平均よりも高い水準です。このことは過去においても同様の傾向にあります。しかし、人口の維持に必要と言われる人口置換水準「2.07 人」よりも低い水準であり、本市でも少子化が進んでいます。平成 22 年の国勢調査における幼年人口は 3,155 人で、人口割合は 13.0%となっています。この 5 年間で 413 人（11.6%）の減少、人口割合も 1.2 ポイントの減少となっており、子どもの数は減少が続いています。

出生率の低下は、様々な要因が影響を及ぼしているものと推察されており、女性の社会進出、婚姻率の低下、子育て等の経済的負担の増加、非正規雇用者の増加による貧困率の拡大などが一因として挙げられています。

厚生労働省ホームページより参考

（合計特殊出生率について）

合計特出生率は「15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

（種類）

A「期間」合計特殊出生率

ある期間（1 年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。

B「コーホート」合計特殊出生率

ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の出生率」である。

出生数の推移

（単位：人）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出生数	194	159	197	190	183

資料：道北地域保健情報年報

# 地域福祉を取り巻く現状

## 出生率の推移

(単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
本市	8.0	6.6	8.1	7.9	7.7
全道	7.4	7.3	7.3	7.2	7.1
全国	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

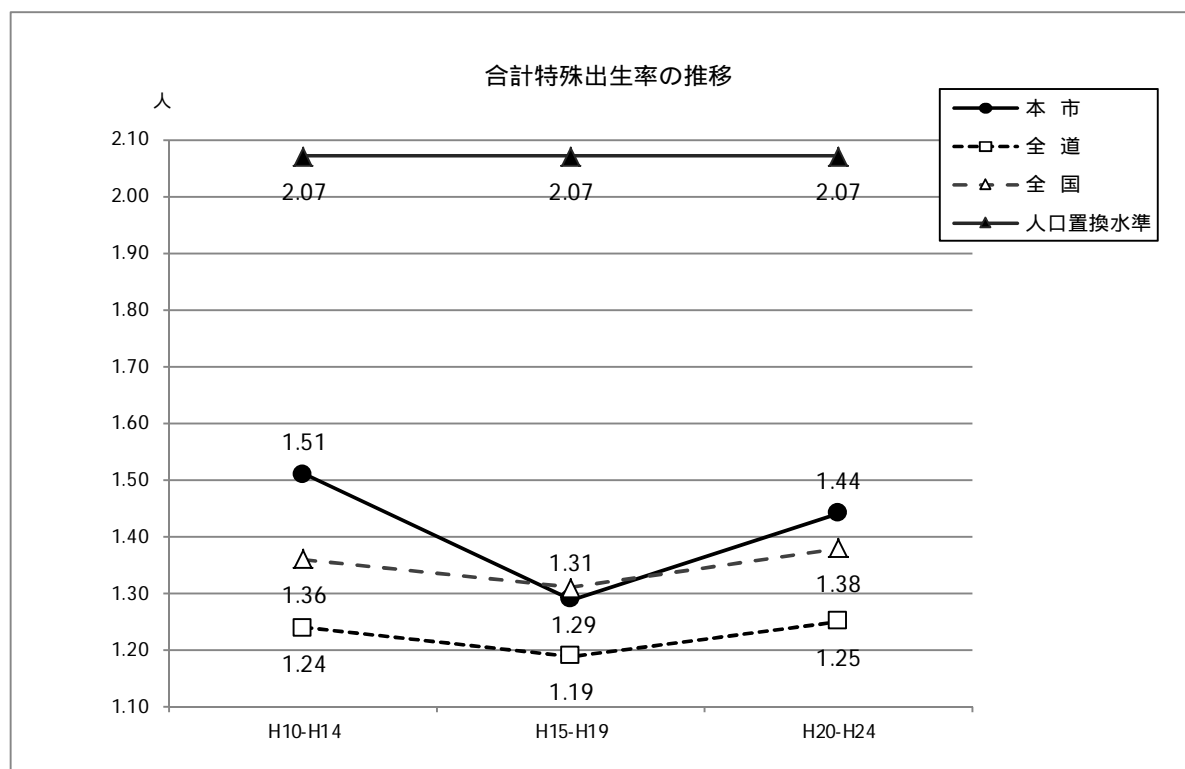
資料：道北地域保健情報年報

## 合計特殊出生率の推移

(単位：人)

区分	平成10年 - 平成14年	平成15年 - 平成19年	平成20年 - 平成24年
本市	1.51	1.29	1.44
全道	1.24	1.19	1.25
全国	1.36	1.31	1.38

資料：道北地域保健情報年報



## 4. 生活困窮等の現況

本市における平成26年度末の生活保護受給世帯数は250世帯、受給者数は315人となっています。生活保護を受給している人の割合を示す保護率は1.35%であり、全国・全道の水準を下回っています。また、平成25年12月に制定された生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)により全国の福祉事務所を設置する市町村においては、生活困窮者自立相談支援事業及び住居確保給付金事業について必須事業と定められ、生活に困窮する方たちの自立相談支援に取り組むこととなりました。

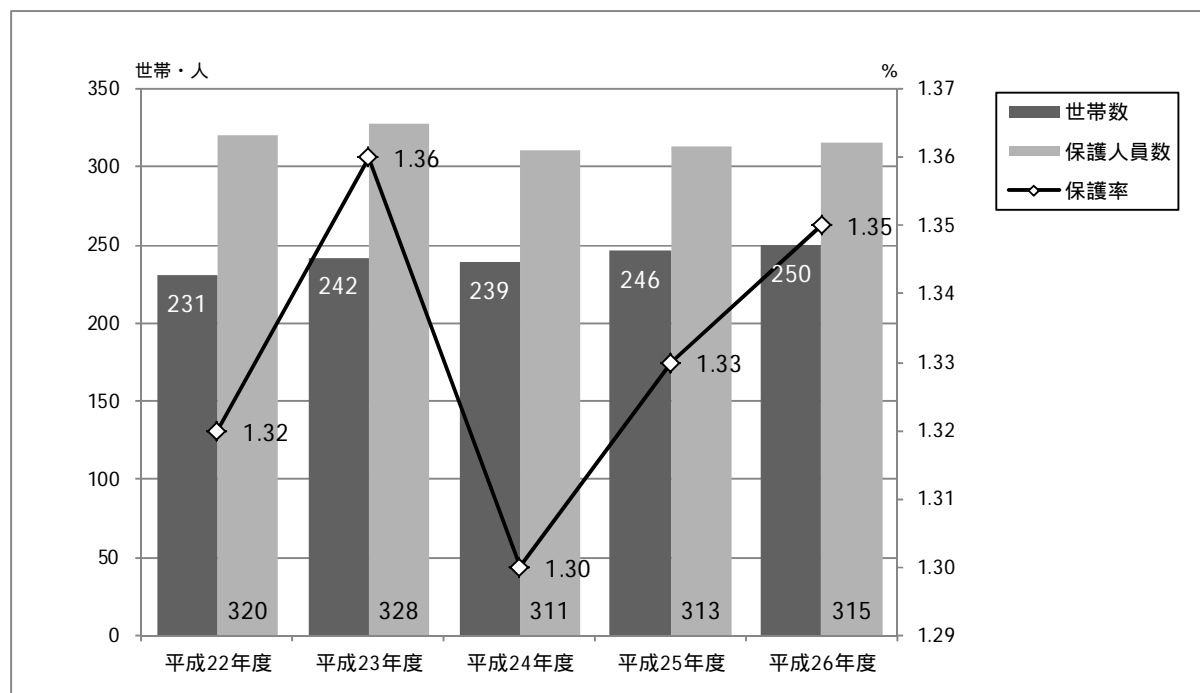
このことから、本市においては、平成26年10月より生活困窮者自立促進モデル事業を富良野市社会福祉協議会に委託し、事業開始に向けた制度の周知及び実施体制の整備、並びに生活に困窮する方たちへの相談支援を行ってきました。また、平成27年4月から引き続き富良野市社会福祉協議会に相談支援事業を委託し、生活に困窮する方たちの困窮からの脱却に向け、日常生活における様々な面からの支援を行っています。

### 生活保護の推移

(単位：世帯、人、%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
世帯数	231	242	239	246	250
保護人員数	320	328	311	313	315
保護率	1.32	1.36	1.30	1.33	1.35

各年度末平均(資料：福祉支援課)





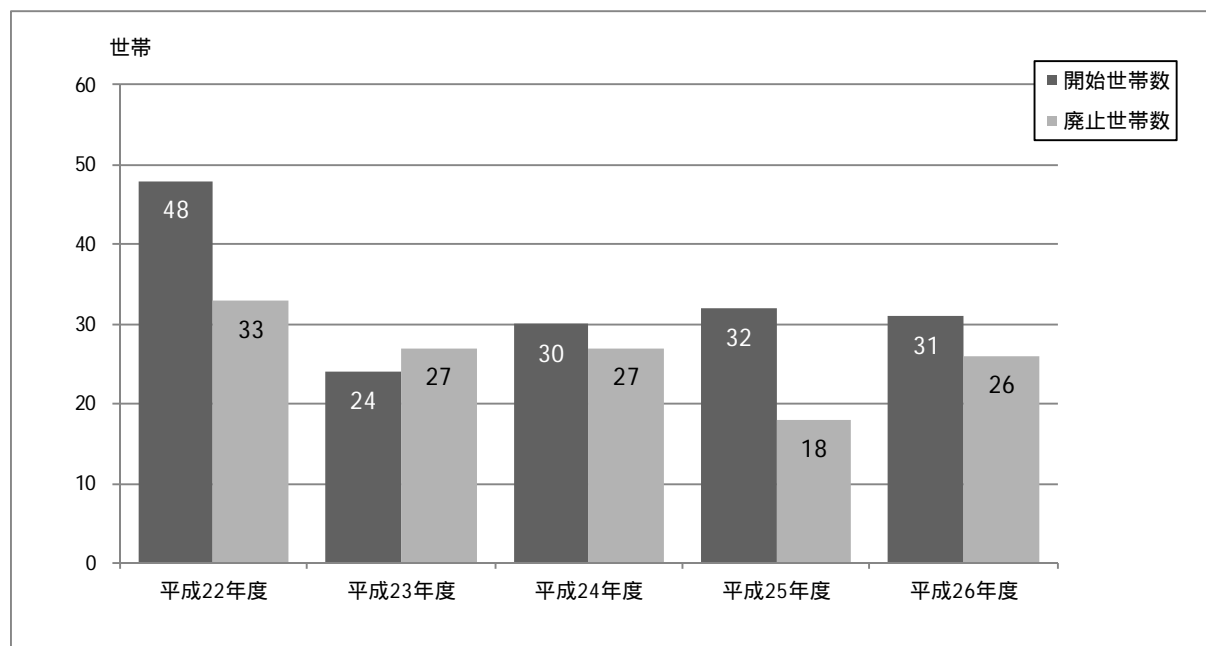
## 地域福祉を取り巻く現状

### 生活保護の開廃止の状況

(単位：世帯)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開始世帯数	48	24	30	32	31
廃止世帯数	33	27	27	18	26

各年度末(資料：福祉支援課)



### 生活困窮における相談者数の推移

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活保護	82	69	79	55	53
生活困窮者	平成26年10月～モデル事業実施				78

資料：福祉支援課

(単位：人)

区 分	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月	合 計
生活保護	5	7	8	7	1	5	33
生活困窮者	11	15	13	21	7	11	78

区 分	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	合 計
生活保護	4	2	2	5	5	18
生活困窮者	3	14	28	19	19	83

資料：福祉支援課

## 地域福祉を取り巻く現状

### 5. 地域福祉を支える活動の動向

社会構造の変化、核家族化、住環境の変化などにより地域社会に対する市民の意識も変わってきています。地域では、住民自治組織（町内会、連合会、振興会等）、民生委員児童委員、ボランティア会員、商店、企業など様々な市民や団体が支援活動を行っています。地域においては、地域の状況に応じた活動を取り組んでおり、平成18年度から富良野市社会福祉協議会が行っている「福祉のまちづくり事業」における「小地域ネットワーク活動」は訪問活動や見守り、除雪活動、交流事業などの実践により、成果を挙げています。

また、富良野市社会福祉協議会には福祉系のボランティア団体が19あり、行政とは違った立場の様々な分野で活動しています。近年は中学生、高校生が各種団体主催のイベントにボランティア参加しています。

#### (1) 住民自治組織の状況

平成26年度末現在、市内には189の町内会があり、全世帯の85.2%が加入しています。役員の高齢化、加入世帯の減少、若い世代の関心の低下などが課題とされています。

#### 住民自治組織の状況

(単位：世帯、戸)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総世帯数	10,074	10,873	10,938	10,940	10,918
町内会数	201	201	200	190	189
加入世帯数	9,467	9,439	9,357	9,306	9,294
加入率	94.0%	86.9%	85.6%	85.1%	85.2%
平均加入世帯数	47	47	47	49	49

各年度末現在（資料：企画振興課）

#### (2) 福祉活動などの状況

#### ボランティアセンター登録状況

(単位：団体、人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ボランティア団体登録数	19	20	20	19
団体登録人数	412	412	364	349
個人ボランティア人数	104	104	104	104

各年度末現在（資料：富良野市社会福祉協議会）

## 地域福祉を取り巻く現状

### 老人クラブ連合会の状況

(単位：団体、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	35	34	33	32	32
会員数	1,758	1,657	1,486	1,463	1,404

各年度末現在(資料：ふれあいセンター)

### 子ども・学生などの福祉活動への参加

事業名	平成26年度内容																						
ボランティアスクール事業	・市内の高校生を対象にボランティア活動の体験を実施																						
ボランティア活動普及協力校の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定学校数 10校指定</li> <li>・学童、生徒ボランティア活動推進会議の開催</li> </ul> <p>(ボランティア指定校間の情報交換・連絡調整並びに研修活動を実施する。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ボランティア指定校の活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・清掃活動(ごみ拾い等)</td> <td>富良野小、鳥沼小、山部小、麓郷小中、布部小中、布礼別小、西中、樹海中</td> </tr> <tr> <td>・交通安全活動</td> <td>山部小、布部小中</td> </tr> <tr> <td>・環境整備活動(花の苗植え等)</td> <td>山部小、麓郷小中、山部中</td> </tr> <tr> <td>・資源回収活動(リングプル等)</td> <td>富良野小、東小、鳥沼小、麓郷小中、山部中</td> </tr> <tr> <td>・慰問、交流活動(訪問、演奏会等)</td> <td>富良野小、東小、扇山小、山部小、麓郷小中、布部小中、西中、山部中</td> </tr> <tr> <td>・募金活動(赤い羽根、ユニセフ)</td> <td>東小、山部小、東中、西中、山部中</td> </tr> <tr> <td>・除雪ボランティア</td> <td>東中、西中、山部中</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    あいさつ運動</td> <td>山部小、西中</td> </tr> <tr> <td>    かぼちゃ寄贈</td> <td>樹海中</td> </tr> </tbody> </table>	ボランティア指定校の活動内容		・清掃活動(ごみ拾い等)	富良野小、鳥沼小、山部小、麓郷小中、布部小中、布礼別小、西中、樹海中	・交通安全活動	山部小、布部小中	・環境整備活動(花の苗植え等)	山部小、麓郷小中、山部中	・資源回収活動(リングプル等)	富良野小、東小、鳥沼小、麓郷小中、山部中	・慰問、交流活動(訪問、演奏会等)	富良野小、東小、扇山小、山部小、麓郷小中、布部小中、西中、山部中	・募金活動(赤い羽根、ユニセフ)	東小、山部小、東中、西中、山部中	・除雪ボランティア	東中、西中、山部中	・その他		あいさつ運動	山部小、西中	かぼちゃ寄贈	樹海中
ボランティア指定校の活動内容																							
・清掃活動(ごみ拾い等)	富良野小、鳥沼小、山部小、麓郷小中、布部小中、布礼別小、西中、樹海中																						
・交通安全活動	山部小、布部小中																						
・環境整備活動(花の苗植え等)	山部小、麓郷小中、山部中																						
・資源回収活動(リングプル等)	富良野小、東小、鳥沼小、麓郷小中、山部中																						
・慰問、交流活動(訪問、演奏会等)	富良野小、東小、扇山小、山部小、麓郷小中、布部小中、西中、山部中																						
・募金活動(赤い羽根、ユニセフ)	東小、山部小、東中、西中、山部中																						
・除雪ボランティア	東中、西中、山部中																						
・その他																							
あいさつ運動	山部小、西中																						
かぼちゃ寄贈	樹海中																						
地域と密着した福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前福祉講座(学校の依頼により出前の福祉講座を実施)</li> <li>・除雪ボランティア(障がい者・高齢者宅の除雪ボランティアを実施)</li> </ul> <p>高校2校、中学校3校協力</p>																						

平成26年度末現在(資料：富良野市社会福祉協議会)

### 6 . 福祉サービスの利用制度

少子高齢化の進行をはじめとした社会の変化などにより、福祉を取り巻く環境は大きく変革し、子育て、介護、貧困などあらゆるステージにおいて、誰もが関わる可能性が高いものへと変わっています。このような状況の中、社会福祉の制度も従来の行政による措置制度から、介護保険法の制定以後、利用者がサービス提供者（事業者）との契約行為により、自らサービスを選択する利用制度へと移行しています。

また、介護保険制度の改正や発達障害者支援法、高齢者虐待防止法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）生活困窮者自立支援法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律など新たな法律が制定されています。新たな法律の施行により平成 18 年度以降、地域包括支援センターの設置、地域支援事業の推進、障害者相談支援事業所の設置や生活困窮者自立相談支援事業の推進などの取組みがはじまっています。

平成 23 年度の介護保険法等の一部改正により、地域支援事業の中に介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、平成 26 年度の改正により、平成 29 年度までには、介護予防給付の訪問介護・通所介護サービスが地域支援事業へ移行され、ボランティア組織やNPO法人、社会福祉協議会等の関係機関との連携により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

## 第3章 富良野市地域福祉計画（第1期）実施による成果と今後の課題

### 1. 富良野市地域福祉計画（第1期）実施による成果

#### (1) 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

##### 総合的な相談体制の充実

各種の福祉相談窓口や、高齢者に関する総合相談を行う地域包括支援センター、障がい児・者に関する総合相談を行う富良野市相談支援センターなどの専門相談窓口を設置し、必要に応じて各種相談窓口や関係機関等が連携し、問題解決に取り組むなど、相談・支援体制の充実を図ってきました。

また、平成26年10月には、対象者や相談内容を限定することなく、生活に困窮する方達への自立相談支援を目的にモデル事業を市社会福祉協議会に委託し行い、平成27年4月からは同協議会が生活困窮者を対象とした「自立相談支援センター」を開設し、様々な要因から困窮状態に陥っている住民からの相談を受け、関係機関と連携して自立に向けての支援を行っています。

これにより、既存の相談窓口や個別の制度では、総合的に対応することができなかった生活課題の解決に向けた取り組みを進めています。

##### 関係機関などの連携によるサービス調整

高齢者福祉サービスにおける「地域ケア会議」、障がい者福祉サービスにおける「自立支援協議会」などが、関係機関とともに福祉・保健・医療の連携によるケアマネジメント機能の充実・強化を図ってきました。

児童虐待では、「富良野市要保護児童対策地域協議会」を設立し、行政や民間事業者、地域で子育て支援に携わる関係者の連携を深めるための取り組みと子育てを支える仕組みづくりを進めています。

##### サービスを安心して利用できる仕組みづくり

法律行為（財産管理、契約行為等）の安全確保、悪徳商法などからの被害防止を目的に、高齢者や障がい者への成年後見制度の活用支援を地域包括支援センターと相談支援センターが取り組みを行ってきました。また、本人に判断能力がなく、親族もいない場合の市長が家庭裁判所への後見人の付与の申立て代行も適切に組み、進めています。

### (2) みんなで参加する支援のネットワークづくり

#### 地域における福祉活動の活性化

地域の中で発見された生活課題には様々あり、問題・課題の解決に向け、町内会役員、連合会役員（振興会役員など）、老人クラブ、婦人会、ボランティア会員、社会福祉協議会役員、民生委員児童委員など多くの皆さんが日常の地域福祉活動の実践の中で、地域包括支援センター、相談支援センター、地域生活支援センター、社会福祉施設、福祉事業者、行政などに関わり、関係機関・団体と連絡調整を図るなど、支援のネットワークづくりが進んでいます。

#### ボランティアによる地域福祉活動の促進

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている福祉関係のボランティア団体・個人が、それぞれの分野で自主的な福祉活動を展開し、地域や福祉施設での多様なニーズに応えています。

#### 社会福祉協議会との連携

社会福祉法で「地域福祉を推進する中心的な団体」と位置付けられている社会福祉協議会は、本市の地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。

これまで「福祉のまちづくり事業」や「地域ふれあい支援事業（サロン事業・託老事業）」に取り組んできましたが、平成27年4月からの「生活困窮者自立支援事業」などを通し、様々な連携を図っています。

### (3) みんなで支える福祉事業の基盤づくり

#### 福祉事業者の育成

介護保険制度の導入、障害者総合支援法の施行、福祉分野の規制緩和などにより民間企業の福祉事業への参入が進んでいることから、各種の福祉施策事業及び福祉サービスの民間委託を図り、サービスの量的な確保と質の改善に努めてきました。

#### 福祉を担う人材の育成

介護保険法の改正、障害者総合支援法及び生活困窮者自立支援法の施行など、各種の制度が複雑化、多様化する中、福祉サービスを提供するうえで専門職員の役割が重要となっていることから、社会福祉協議会、地域包括支援センター、富良野地域生活支援センターなどが必要な情報の提供や助言を行いながら、福祉を担う人材の育成を図っています。

また、地域住民と福祉を結ぶ相談役として、地域福祉の向上に大きな役割を果たす民生委員児童委員においても、地域における活動が適切・効果的に展開されるよう研

修会等を通して、その活動に必要な知識、技術及び資質の向上を図っています。

### (4) みんなで育てる福祉の環境づくり

#### 快適に暮らせる地域の環境づくり

公営住宅の新築、改築に当たり、高齢者、障がい者向けの住宅確保に努めると共に、「富良野市住生活基本計画」に基づき、高齢者、障がい者等に配慮したバリアフリー化を推進してきました。

また、高齢者、障がい者、乳幼児や病弱者などの災害時要援護者（災害弱者）に対する災害予防と災害時の応急対策（避難等）や緊急時に備えた体制整備として、富良野市地域防災計画等に基づく、災害時要援護者情報の整備、単身高齢者や重度障がい者等に対する緊急通報システムの設置、福祉施設における防災体制の整備などを行ってきました。

#### 体験・学習による支え合いの意識づくり

公民館事業やことぶき大学、市民講座などを通して地域福祉についての理解を深める研修会や講演会を開催するとともに、市内小・中学校をボランティア指定校として毎年数校を指定しながら、福祉教育の推進を図っています。

## 2. 今後の課題

### (1) 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

#### 総合的な相談体制の充実

各種相談窓口の整備は進んでいますが、制度の谷間にある問題を抱えている場合や、複数の要因が絡み合っている場合など、既存の一つの相談窓口では問題の解決に導くことが困難な場合があります。

これまでも相談窓口の連携による問題解決に取り組んできましたが、より一層連携を強化し、困り事を抱えている人を総合的に支援していくことが必要です。

#### 社会的に孤立している要援護者への対応

見守りなどの地域福祉活動を通じて、困り事を抱えている人に地域住民などが気づき、地域で支える体制が向上していますが、地域とのつながりを絶っている人については、地域住民が気づくことは困難です。また、支援が必要な状況であることに地域住民が気づき、見守りなどの地域福祉活動による支援を受けたり、福祉サービスの利用を促しても、本人が地域や行政との関わりを拒絶し、支援につながらない場合があります。

このため、支援が必要であるにも関わらず、必要な支援を受けないでいることは、本人の健康や、生活の質の低下が心配されるだけでなく、近隣住民とのトラブルに発展する可能性もあることから、今後は、社会的に孤立している要援護者を把握し、支援につなげていくための積極的な取組が必要です。

また、近年、空き家となり適切に管理されていない住宅で部分損壊や倒壊、屋根からの落雪などにより周囲に危険を及ぼすおそれのあるものや、敷地内にごみが無造作に堆積されている、いわゆるごみ屋敷に関する苦情や相談が、地域住民から寄せられています。

このような問題の背景には、住宅の所有者が社会的孤立などの問題を抱えていることもあり、社会的に孤立しているおそれがある住民を把握した場合は、市の関係部局と関係機関が連携して解決に取り組むことが必要です。

### (2) みんなで参加する支援のネットワークづくり

#### ボランティアによる地域福祉活動の促進

制度の谷間にある問題を抱える人が増え、支援を必要とする人のニーズが多様化している状況において、福祉サービスでは対応できない多様なニーズに柔軟に対応する活動を行っているボランティアやNPO法人等の活動は、ますます重要性が増していますが、その担い手が不足しています。地域住民がボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みを作っていくことが必要です。



### (3) みんなで支える福祉事業の基盤づくり

#### 福祉を担う人材の育成

見守りなどの地域福祉活動を積極的に取り組む地域もありますが、全市的には地域福祉活動の一層の体制づくりが求められています。

また、地域福祉活動に取り組んでいる地域でも、担い手が不足しており、少数の活動者に過度に負担が掛かるという悩みを抱えています。

地域福祉活動の体制づくりと共に、地域福祉活動の担い手の育成に取り組んでいくことが必要です。

### (4) みんなで育てる福祉の環境づくり

#### 快適に暮らせる地域の環境づくり

災害対策基本法の改正により、平成26年4月から、市町村は、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員などの避難支援等関係者に情報提供することとなっております。

さらに、災害発生時には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できることとなりました。

このため、地域防災計画では、避難行動要支援者の要件、避難支援等関係者への名簿情報の提供、災害発生時の名簿の活用などについて定めています。

今後、避難行動要支援者名簿の見直しを行うとともに、避難支援等関係者との情報共有に取り組み、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進していくことが必要です。

## 第4章 計画の基本理念と基本目標

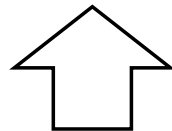
### 1. 基本理念

計画の目的である市民が安心して暮らせる温もりのある地域福祉社会づくりを実現するためには、行政ばかりではなく、市民、事業者などがそれぞれの特性を理解しながら公共的な役割を分担していくことが必要です。

このような、多様な構成員が地域福祉活動の主体となる「協働」のもとで、市民一人ひとりが個人として尊重され、人と人とのふれあいを深め、心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域福祉社会を目指します。

「ともに支えあい生きいきと暮らせる地域づくり」を合言葉に、地域で暮らす一人ひとりが思いやりをもって日常の生活課題の解決に向け、みんなが参加し、支え合う地域づくりを推進します。

ともに支えあい生きいきと暮らせる地域づくり



富良野市における地域福祉のイメージ

支援が必要な人の  
気持ちに立った  
地域づくり

みんなで築く  
ネットワーク  
づくり

みんなで体験  
し認め合う地  
域づくり

### 2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つを基本目標に掲げて、相互連携を図りながら具体的な施策を推進します。

(1) 安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

地域で生活する市民のニーズがサービスと適切に結びつくことが可能となるように、利用者の保護と必要なサービスを総合的に利用できる仕組みづくりを目指します。

(2) みんなで参加する支援のネットワークづくり

支え合い活動への幅広い市民参加を推進し、支えあい、生きがいを実感できるよう福祉活動のネットワークづくりを目指します。

(3) みんなで支える福祉事業の基礎づくり

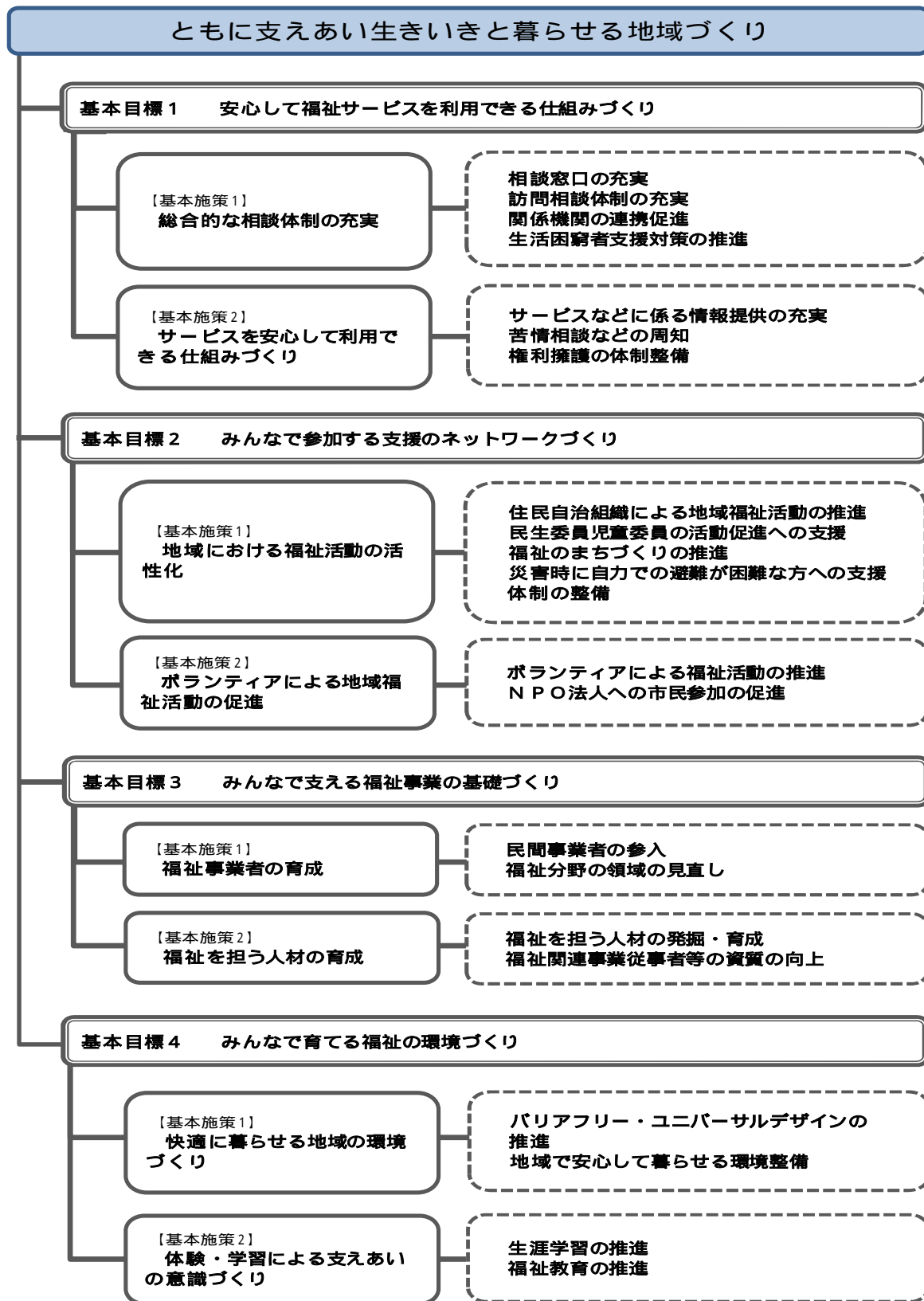
福祉事業の育成と福祉活動を担う人材の育成を推進し、福祉事業の基礎づくりを目指します。

(4) みんなで育てる福祉の環境づくり

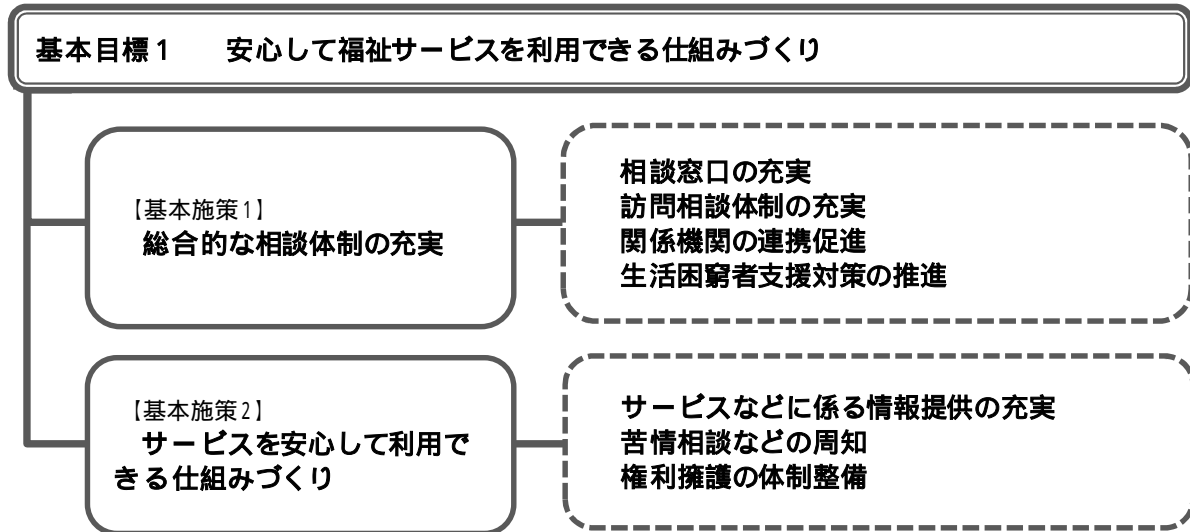
地域で幅広い支援が展開されるよう、地域活動を支える福祉意識の醸成やバリアフリー化など福祉の環境づくりを目指します。

3. 計画の体系

【基本理念】



第5章 施策の展開について



【基本施策 1】総合的な相談体制の充実

相談窓口の充実

支援を必要とする方に対し、生活課題に対応した各分野の相談窓口について周知徹底を図ります。

そして、各分野の相談窓口が中心となり、きめ細やかな相談対応や福祉サービスなどの情報提供の充実を図ります。

分野別の相談窓口

分野	相談窓口
高齢者福祉・介護	・富良野市地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所 など
障がい者福祉	・富良野市相談支援センター(指定相談支援事業所) ・富良野地域生活支援センター など
子ども・子育て支援	・富良野市子育て支援センター ・富良野市こども通園センター(発達支援センター) ・富良野市家庭児童相談室 など
健康づくり	・富良野市保健センター など

訪問相談体制の充実

支援を必要とする方の把握や、自ら相談窓口に向いて相談ができず、適切な福祉サービスを受けることができない方の生活を支援するため、民生委員児童委員、地域

包括支援センターなどとの連携を図りながら、自宅などに訪問し相談対応できる体制の充実を図ります。

#### 関係機関の連携促進

各分野の相談窓口を担う関係機関と、地域の見守りや生活支援を担う住民自治組織、民生委員児童委員、事業者や行政などの連携により、それぞれが有する情報や経験を共有し、支援を必要とする方の把握や、一人ひとりの生活支援ニーズが適切なサービスにつながるように、ケアマネジメントの推進を図ります。

また、関係機関の連携促進につながる組織体制について検討を図ります。

#### 生活困窮者支援対策の推進

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行されました。

同法に基づき、生活困窮者に対する相談窓口を設置し、生活困窮者が抱えている課題を把握し、必要な支援が行われるよう、プラン作成などを行う自立相談支援事業を実施するとともに、離職により住宅を失った生活困窮者などに対し家賃相当の住居確保給付金（有期）を支給します。

このほかに、生活困窮者の抱える課題やニーズを把握する中で、自立相談支援事業の利用状況や就労を含めた効果を見極めながら、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などに順次取り組んでいきます。

また、生活困窮者の早期発見のため、行政の横断的な連絡・連携体制の整備などに取り組みます。

生活困窮者支援対策の推進に当たっては、きめ細やかな対応により、必要な方が適切に支援を受けられるよう民生委員児童委員や住民自治組織、社会福祉協議会などと連携を図るネットワークを構築し、地域全体で生活困窮者を支援する対策の推進を図ります。

【基本施策2】サービスを安心して利用できる仕組みづくり

サービスなどに係る情報提供の充実

利用者にあった福祉サービスを自ら選択し利用するためには、各種福祉サービスの内容などの情報が、いつでも、どこでも入手できることが重要です。

利用者が必要とするサービスを容易に選択できるよう、広報紙、市や社会福祉協議会などのホームページへの掲載・啓発、福祉マップやガイドマップの作成など、様々な方法により、必要な方に必要な情報が届くよう、重層的に情報提供が図られるよう努めます。

また、利用者がサービス提供事業者を的確に把握できるよう、サービス提供事業者に対して事業内容や実施体制、設備の整備状況などの情報提供を働きかけます。

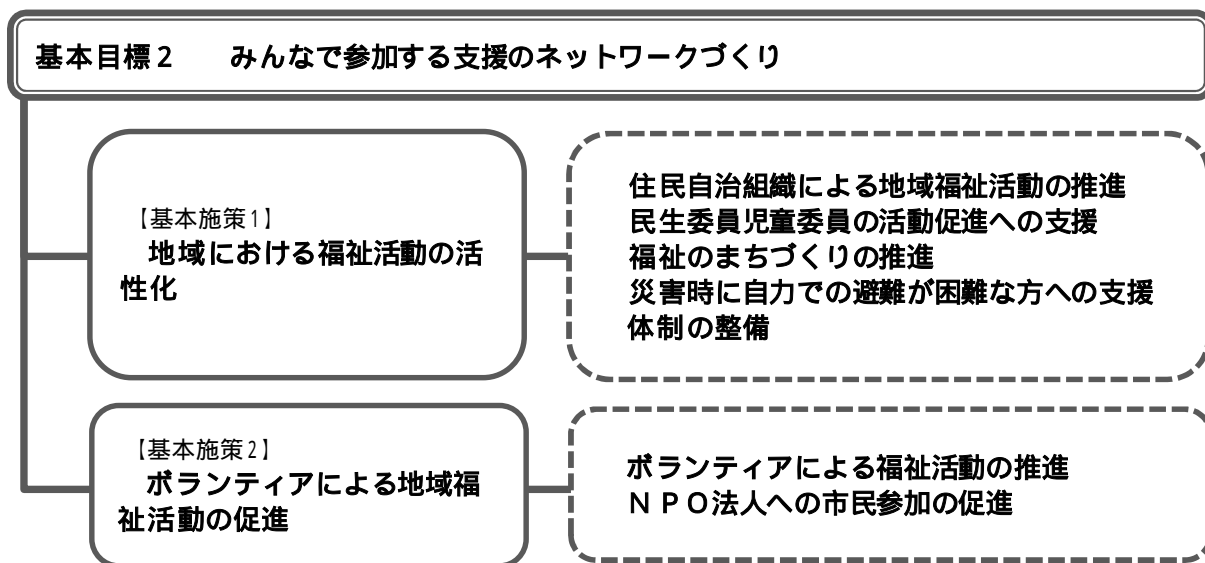
苦情相談などの周知

各種福祉サービスの項目や量的な充実と合わせて、サービスの質の確保が求められています。そのため、事業者自らが事業内容や実施方法などの自己点検を実施し、問題点の把握や改善に努めるとともに、当事者間においてその解決が図られるよう苦情相談や問題解決の仕組みを周知するよう働きかけます。

権利擁護の体制整備

住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、高齢者や障がいのある方の権利擁護に向けた取組は欠かせません。

認知症や障がいなどによる判断能力の低下の状況に合わせて、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類などの預かりを有料で実施）から、虐待の早期発見、消費者被害などへの対応、成年後見制度（法的な権限を持った支援）まで、一連の権利擁護の体制の充実を図ります。



【基本施策1】地域における福祉活動の活性化

住民自治組織による地域福祉活動の推進

住民自治組織は地域住民が安心して豊かな生活を営むために必要な組織であり、普段から地域住民が協力し合って築いており、これからも各町内会・連合会・振興会の果たす役割は重要です。地域における人と人のつながりが希薄となり、様々な社会問題や社会不安に対し、市民一人ひとりが自分のこととして考え、共に助け合い、支え合う行動が求められており、地域福祉の基盤となる町内会等における活動の充実が期待されていることから活性化を支援します。

住民自治組織は、地域住民と一体となって地域の状況やニーズを踏まえて、既に訪問や声掛け、見守り、交流活動など様々な地域福祉活動を行っており、高齢者や障がい者の地域生活を支える大きな力となっています。こうした活動は、益々重要な支えになると共に、さらに活動を効果的なものにするためには、地域の実情にあった各種事業を住民自治組織自らが判断して自主的に展開していくことが必要です。

住民自治組織による自主的な地域福祉活動が促進されるよう、地域の取り組みや資源を有効に活用するための福祉情報を提供するとともに、地域の状況を充分把握しながら、住民主体による地域福祉活動の拡大や充実に向け、市社会福祉協議会と連携し支援を行います。

民生委員児童委員の活動促進への支援

民生委員児童委員は、それぞれが担当する地域での市民からの相談や見守り活動などを通じて、支援が必要な方の把握や継続的な支援活動を行っています。



また、地域内の福祉増進を図るため、関係行政機関への協力、福祉施設や事業所などとの連携を密にし、その機能を助けるなど、地域住民の立場に立って地域の福祉を担うボランティアとして積極的な活動を進めています。

このような活動が円滑に推進できるように地域住民へ民生委員児童委員の活動の周知を図るとともに、福祉ニーズの多様化により負担が増加していることを踏まえ、町内会等の関係機関との連携のあり方を検討します。

#### 福祉のまちづくりの推進

住民相互の助けあいや交流の輪を広げ、ともに支えあうまちづくりを目指して、平成13年度から富良野市社会福祉協議会が実施主体となって「ふれあいのまちづくり事業」を展開し、その後制度改正を経て、現在は地域福祉を推進する事業として「福祉のまちづくり事業」を実践しています。福祉のまちづくり事業における主要事業は、総合相談事業、福祉のまちづくり推進センターの設置、地域推進センター（連合会単位）の設置、小規模ネットワークづくりの推進です。

社会福祉協議会に設置された福祉のまちづくり推進センターでは、地域推進センターの充実、強化、広報啓発、情報提供、活動メニューの提供、活動費の助成、交流の活性化、社会資源の開発、モデル地区の選定、地域ネットワークづくりを支援しています。今後も福祉活動の活性化を図るため、福祉のまちづくり事業への支援、推進を図ります。

#### 災害時に自力での避難が困難な方への支援体制の整備

東日本大震災以降、日本各地で災害が起こり、災害時の支援体制について見直しが行われているところであり、本市においても各町内会による避難訓練が実施されるなど、地域での取組が行われています。

高齢者や障がいのある方、ひとり親、乳幼児を抱える方など、災害時に自力での避難が困難な方に対する避難場所等を含めた支援体制の整備が課題となっていることから、日頃から地域の実情を熟知している町内会や民生委員児童委員による日常的な見守り活動を推進するとともに、収容避難場所や防災拠点となる公共施設の整備を進め、より安全な避難場所の確保や災害対策の強化を図ります。

また、市民全体に対して避難行動要支援者避難支援制度の周知徹底を図るとともに、町内会等を中心とした自主防災組織など、災害避難体制の整備を図ってまいります。

【基本施策2】ボランティアによる地域福祉活動の促進

ボランティアによる福祉活動の推進

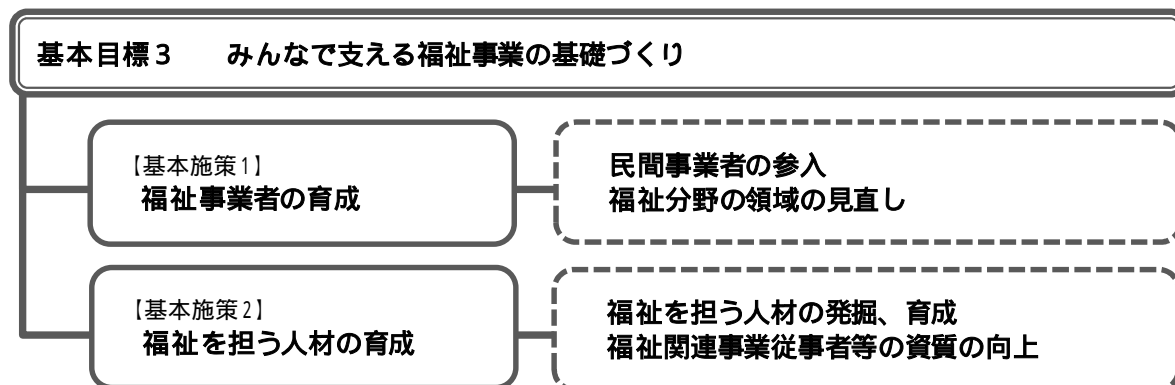
社会福祉協議会のボランティアセンターには、福祉関係のボランティア団体・個人が登録され、それぞれの分野で自主的な福祉活動を展開し、地域や福祉施設での多様なニーズに応えています。

ボランティア活動の現状を広く周知するとともに、ボランティア活動への参加を促進するための啓発や、ボランティア養成講座の充実、ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの充実に向けた支援を行います。

NPO法人への市民参加の促進

NPO法（非営利団体組織）が成立してから15年が経過した現在、福祉分野に関する法人が最も多く認可されています。NPO法人は、公的サービスでは補えない様々な福祉ニーズに対応して、使命感を持って柔軟かつ機動的な活動をしています。

このような団体が地域福祉サービスに果たす役割・意義は大きく、多くの市民がNPO法人の活動に関心を持って参加が進むよう、また、新しい団体が設立されるよう、福祉関係のNPO法人への支援や啓発に努めます。



【基本施策1】福祉事業者の育成

民間事業者の参入

介護保険制度の導入、障害者自立支援法の施行及び障害者総合支援法への移行、規制緩和などにより民間企業の福祉事業への参入が進み、福祉ビジネスが発展してきました。福祉サービスの利用者の増加により福祉事業への事業者の参入が求められており、人材育成や施設の確保、競争によるサービスの改善・向上など、大きな役割が期待されていますので、民間事業者、NPO法人など福祉事業者の参入促進に向けて、行政施策や地域ニーズなど情報の提供に努めます。

福祉分野の領域の見直し

利用者の増加や福祉ニーズの多様化に対応した福祉サービスの提供が求められているなか、行政だけでは対応が困難となっています。既存の枠組みにとらわれず、より効率的・効果的なサービスの提供を目指して、行政が行っている福祉事業についてそれぞれの役割の検討を行い、必要に応じて見直しを進めます。

また、福祉分野においては既に各種の福祉施策事業、福祉サービスを民間に委託して事業を展開しているものもあります。今後も、民間で可能な事業、福祉サービスは委託を図り、サービスの量的な確保と質の向上、改善に努めます。

【基本施策2】福祉を担う人材の育成

福祉を担う人材の発掘、育成

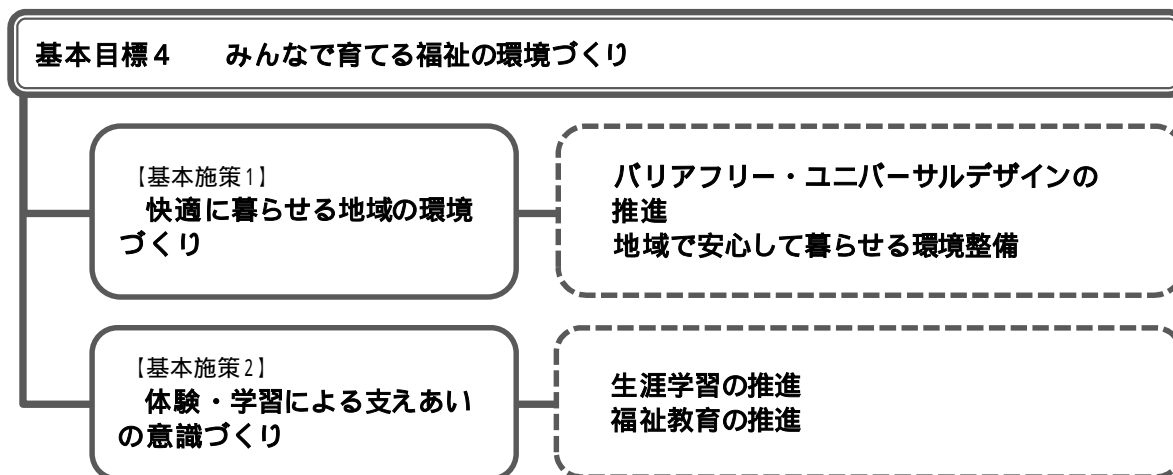
地域福祉の担い手は、地域で暮らす市民一人ひとりです。地域福祉の現状と課題を地域住民一人ひとりが共有する中で、地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成し、地域で支えあう活動に結び付けていくことが重要です。そのためには、市民の地域福祉やボランティア活動に対する意識の啓発を図るとともに、市民の誰もがボランティアについて、学び体験できる機会の提供を行い、広く市民が地域福祉活動に参加できるよう努めます。

さらに、意欲ある市民が福祉の担い手として活動できるように、養成講座の開催などにより、ボランティアリーダーの育成、発掘に努めます。

福祉関連事業従事者等の資質の向上

福祉関連事業所の従事者が適切な福祉サービスを提供するためには、知識や技術の高度化に対応できる研修の充実による資質の向上が必要です。支援を必要とする人に地域で適切な福祉サービスを提供することができるよう、人材の育成とともに資質の向上に努められるよう、働きかけます。

近年、各福祉制度が複雑化、多様化する中、福祉サービスを提供するうえで専門職員の役割が重要となっています。福祉サービスを必要とする人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことができるよう、資質の向上に努められるよう、働きかけます。



【基本施策1】快適に暮らせる地域の環境づくり

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

市は、高齢者や障がいのある方をはじめ、あらゆる市民が安心して快適に地域で生活できるよう、建物や道路・移動手段、情報提供に係るバリアフリーを図るとともに、全ての市民が不自由なく利便性を感じられるよう、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

地域で安心して暮らせる環境整備

降雪期、住宅の周辺はもちろんのこと、公道にいたる除雪は大変です。高齢者や障がいがある方などが自力で除雪することが困難な世帯に対して、除雪や屋根の雪降ろしなどを支援する福祉除雪や除雪ヘルパー、ボランティアによりきめ細かな対応を行い、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、高齢者や障がいのある方を狙っての悪徳商法などが増加しています。悪徳商法などの被害を未然に防止するための啓発と、見守りや声掛けによる早期発見に努めることが重要です。そのため、地域や民生委員児童委員などによる啓発に努めるとともに、関係機関団体と連携を図り、防犯対策の推進を図ります。

【基本施策2】体験・学習による支えあいの意識づくり

生涯学習の推進

地域住民の福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動やボランティア意識を育むために、社会福祉協議会などが実施する啓発活動や研修の充実を図ります。公民館事業やことぶき大学、市民講座などを通して地域福祉についての理解を深めます。

障がいのある状態を疑似体験したり、施設など福祉現場での介護体験や施設職員の生の声を聞くことで、高齢者や障がいのある方の生活上の不都合や悩みを理解できることもあります。また、近年、ボランティア活動を行う企業も増えてきており、地域社会に貢献しています。

福祉に対する意識をさらに醸成するために、こうした介護体験や企業などにおける福祉の学習を推進します。

福祉教育の推進

青少年が、将来、地域の福祉活動へ積極的に参加するようになるためには、学校におけるボランティア体験や施設訪問などの福祉学習により、福祉意識を高めることが期待されており、学校と連携し積極的に福祉教育の授業に協力します。

毎年、社会福祉協議会では市内の小学校・中学校を協力校に指定して、福祉教育の推進を図っていますが、指定校の拡充を支援し家庭や地域における福祉活動のより一層の普及に努めます。

少子・高齢社会を迎え、青少年の人口は減少しており、また、核家族化が進み一人暮らしの高齢者も増えて、地域社会での交流が少なくなっている中、青少年による高齢者や障がいのある方への支援活動や交流も行われています。

こうした活動は、思いやりやいたわりといった優しい心を育むことにつながりますので、活動に参加する青少年、これを支える地域住民の活動を支援します。

## 第6章 計画の推進について

### 1. 市民、事業者、行政の協働による計画の推進

心豊かで住みよい地域コミュニティを育みながら、安心して暮らすことのできる地域福祉社会を実現するために、市民、事業者そして行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から本計画に取り組み、協働して進めていくことが重要です。

#### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなどの役割が求められています。

#### (2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、福祉サービスに従事する人材の育成、緊急時や災害時等の要援護者の受け入れ、福祉ボランティアの受け入れ、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの創出、住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

#### (3) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図ると共に、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への市民参加の機会の拡充に努めると共に、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実に努めます。

### 2．社会福祉協議会との連携による事業の推進

平成 12 年の社会福祉法の改正において、社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中心的な団体として、明確に位置づけられました。

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画のそれぞれの分野で富良野市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このことから、富良野市社会福祉協議会が策定実施している「地域福祉実践計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

### 3．計画の進行管理

本計画を総合的、円滑に推進していくためには、計画の実施状況等を把握するとともに、計画の効果的な推進に向けた検討を行うなど、計画の進行管理を適切に行う必要があります。

このため、富良野市地域福祉計画の円滑な推進と調整を行うことを目的に、庁内に「富良野市地域福祉計画庁内連携会議」を設置し、実施状況や課題の把握、解決策の検討を行うなど、関係部局間の連携を図りながら計画の進行管理を行います。

また、「富良野市地域福祉市民委員会（仮称）」を設置し、地域福祉計画の実施状況の報告を行い、幅広い視点から意見をいただきながら、毎年度、計画の進行管理をし、必要に応じ見直しを行います。



# 富良野市地域福祉計画

平成 年 月発行

発行：富良野市

編集：富良野市保健福祉部福祉支援課

〒076-0018

富良野市弥生町1番3号

0167-39-2211